

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9340

(1/1)

日付	令和 8 年 2 月 20 日	支出額	22,000 円
項目	事務所費	充当額	19,800 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 3 月分		
備考			

支払証明書あり

理由



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

自動車保管場所賃貸借契約書（月極め）

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 [REDACTED]
ナンバー [REDACTED]

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円（税込）とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。（本体価格：月額20,000円）
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。

3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。

4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽 1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙 住所 埼玉県川口市本町 1-6-10
氏名 永瀬 秀樹
電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地

会社名

電話

その他緊急連絡先



2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

2025-5/

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間		新契約期間	
2024年5月1日	から	2025年5月1日	から
2025年4月30日	まで	2026年4月30日	まで
月 額	22,000 円	月 額	22,000 円
内訳	家 賃	内訳	家 賃
	20,000 円		20,000 円
	消費税		共益費
	2,000 円		2,000 円
合計	22,000 円	合計	22,000 円

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2025 年 5 月 12 日

貸 主	住 所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏 名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明
借 主	住 所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏 名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社 トータル 国土交通大臣 (4)	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9383

(1/1)

日付	令和 8 年 2 月 23 日	支出額	220,000 円
項目	事務所費	充当額	198,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 2 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

(以下「甲」という)と借主 森 伊久磨

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	本町貸事務所			1 階	
	所 在 地	(登記簿) 蓮田市本町3866番地8				
		(住居表示) 埼玉県蓮田市本町3-12				
	種 類	事務所	家屋番号	3866番8		
構 造	木造 / 1 階建					
面 積	専有 バルコニー	37.41 m ² (約 m ² (約	11.31坪) 坪)	その他使用 可能な面積	m ² (約 坪)	
物件の所有者	(住所)	[REDACTED]				
	(氏名)	[REDACTED]				
頭書(2) 賃 貸 借 条 件	使用目的	事務所 事務所				
	賃 料	月額 220,000 円 (うち消費税 20,000 円)	敷 金 (更新時積み増し金)	(賃料の ヵ月分) (金額) 0 円		
	管 理 費	月額 円 (うち消費税 円)		(金額) 0 円		
	共 益 費	月額 円 (うち消費税 円)		(金額) 0 円		
	駐 車 料	月額 円 (うち消費税 円)	礼 金			
	付属施設料	月額 円 (うち消費税 円)				
	雑 費	月額 円 (うち消費税 円)	更 新 料	(総額) 0 円		
	保 險 料	総額 18,500 円 (うち消費税 円)		(うち消費税) 0 円		
	保 証 金	円 (3.3㎡当たり) 円 預かり済み	更新手数料	新賃料の 0.5 ヵ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		保 証 料	円	
	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		
		・その他		(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)		
	契約期間	2025年10月01日 から 2027年09月30日迄の 2年 0ヵ月 0日間				
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) (氏名)				
	持参先	[REDACTED]				
	振込先	[REDACTED]		振込金額合計 (振込料は乙の負担とする) 220,000 円		
	口座名義人	[REDACTED]				
口座引落 委託会社名						

頭書(3) その他	付 属 施 設		
	貸 与 す る 鍵 一 覧	新規	
	鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 2023年10月01日		ポストボックス

頭書(4)
特約事項

※更新時、更新手続きをとること。更新事務手数料として賃料の1/2ヶ月と消費税を仲介業者に支払うこと。
 ※退去時、借主の負担において貸主指定の業者でハウスクリーニングを行うこと。
 ※借主は入居期間中、借家人賠償補償付の保険に加入すること。
 ※借主は自然損耗と認め難い故意・過失による破損、汚損箇所（タバコのヤニによる汚れ、クロスのカビ等、ほか関係者による汚破損を含む）を修繕する等の原状回復措置をとらなくてはならない。
 ※入居開始時、エアコン2台は貸主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

2025年 10月 1日

		貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
住 所				〒 349-0111 埼玉県蓮田市東6丁目8-4	
電 話 番 号					
氏 名				森 伊久磨	
乙の連帯保証人・丙		〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)		〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	
保証機関					
(緊急時の連絡先)		〒 (住所) (氏名) (電話番号) (乙との関係)			
媒 介 業 者					
免許番号	埼玉県知事 (15) 第3401号	免許番号		媒 介 業 者	
主たる事務所	埼玉県蓮田市本町3-8	主たる事務所			
商 号	日信土地株式会社	商 号			
代表者	田部井 稜人	代表者			
宅 地 建 物 取 引 士					
登録番号		登録番号		宅 地 建 物 取 引 士	
氏 名		氏 名			
事務所名	日信土地株式会社	事務所名			
所 在 地	埼玉県蓮田市本町3-8	所 在 地			
電 話	048-768-2550	電 話			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9384

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 23 日	支出額	60,500 円
項目	事務所費	充当額	54,450 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場の樹木管理、剪定ごみ処理代		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

9384

(2/2)

領収証

金額 8年 2月 23日

飯塚俊彦 様

金額 460500.-

但し ☒ 事業所 橋本庭苑 及び 上記正に領収いたしました

☐ 飲食料品等 (軽減税率対象)

内 8% (税込・税抜) 金額 消費税率等

10% (税込・税抜) 金額 消費税率等

55000 / 5500

現金・カード ()

TEL 0495-21-80

登録番号 T4030002081791

埼玉県本庄市橋本堂512

橋本庭苑有限会

取締役 橋本

200円

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9402

(1/3)

日付	令和 8 年 2 月 24 日	支出額	245,030 円
項目	事務所費	充当額	126,280 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所賃借料等		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/3)

作成日：2026年 2月24日
住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木3丁目2番1号

目2番1号

種別：代表口座

目錄：目

対象期間：2026年 2月24日～2026年 2月24日

キーワード指定: オオゼキケンセツ キーワード検索対象: 取引内容

[illegible]

2026年2月14日
株式会社 大関建設
登録番号:T9030001063704
〒343-0807
埼玉県越谷市赤山町一丁目87番地
TEL:048-966-5321 / FAX:048-962-2362
MAIL:info@ozeki-k.co.jp

物件名	越谷島根ビル	種別	貸室
号室 / 区画	401	ご契約者名	橋本 健人 様
契約開始日	2026年3月1日から		
振込期日	2026年2月28日までに入金確認が取れるようにご入金ください		

■二讀求内訳

[illegible]

内税(14,350円)

振込先銀行口座	
栃木銀行	支店 普通 株式会社大関建設 代表取締役 関根 久司

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 橋本 健人 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	越谷島根ビル 401号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県越谷市越ヶ谷1-2-21		
	構 造	鉄筋コンクリート造 地上6階建/全(18)戸 テナント含む		
	種 類	住居・店舗	新築年月	1996年3月
	面 積	54.28㎡		
附 属 施 設	トランクルーム			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

2026年3月1日から 2028年2月29日まで (2年0ヶ月間)	
目的物件の引渡し時期	2026年3月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 70,000 円 (別途消費税相当額 7,000 円) 消費税率 10%	管理・ 共益費	月額 3,500 円 (別途消費税相当額 350 円) 消費税率 10%
駐車場	バレット番号 103 賃料に含む	敷 金	預り金無し
保証料	初回 64,680 円 以降 1 年毎 2 万円	家 財 保険料	22,500 円 2 年毎
更新料	新賃料の 1 ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分
その他の条件		解約の効力は、借主が申入れをした日から、3ヵ月の経過を以て発生する。	
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	1 本	1 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 27 日までに支払う	
賃料等の支払方法	☐ 振 込	振込先金融機関名: 三菱UFJ 銀行 支店 預金: 口座番号: 口座名義人: 振込手数料負担者: 借主	
	☐ 持 参	持 参 先	
	☒ 口座引落	委託会社名	ユルズサポート株式会社 口座引落手数料負担者: 借主

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先	(氏 名)	
	(携 帯) T E L	
	(勤務先) T E L	(住所):

頭書(6) 貸主及び管理者

貸 主	
-----	--

連絡窓口	有限会社 はたや商事		
	所在地 埼玉県越谷市越ヶ谷1-2-21		
			TEL 048-966-5437
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」 による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名		
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)		
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人	氏名	
		住所	
	■家賃債務保証 会社の提供する保証	家賃債務保証 業者名	エルズサポート株式会社
		主たる事務所の所在地	東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル19階 TEL: 3-6630-2230
		家賃債務保証 業者登録番号	国土交通大臣 (2) 第 18 号

頭書(8) 更新に関する事項

乙は、本契約を更新する場合、甲に対し更新料として新賃料の1ヶ月分、更新事務手数料として新賃料の0.5ヵ月分に相当する額を更新契約開始の前日までに支払うものとする。尚、更新料は当該更新が合意更新か法定更新かの如何にかかわらず、本契約開始日以後、2年経過する毎に発生するものとし、更新料は更新後の入居期間にかかわらず返還や精算を行わないものとする。
--

頭書(9) 特約事項

1. 更新礼金は新賃料の1ヶ月分、更新事務手数料は新賃料の0.5ヵ月分と致します。
2. 解約の届出は、貸主は6ヶ月前、借主は3ヶ月前までに、書面にて通知を相手方に提出の事。
3. 賃借人・来客者等の故意、過失による汚損、破損に関して明らかに責が賃借人・来客者にある場合は借主に対し請求するものとする。
4. 退去時に室内クリーニング費用 60,500円(消費税10%込)を申し受けます。(通常の汚れの場合)
5. 退去時まで、荷物など全て撤去することとする。但し、大きなキズ・穴等については復旧して退出するものとする。
6. ペット・煙草などによる汚損・破損・汚臭の原状回復については経年問わず別途借主負担となります。
7. インターネット引き込み、有料放送加入などで工事が必要な場合、必ず貸主に連絡の上、借主の負担にて工事を行うこと。また、その場合は退去時まで借主の責任をもって必ず撤去し原状に戻すこととします。
8. 専有部分の改築などは認めないものとする。
9. 法令・条例に準じて営業を行い、近隣からのクレーム等が発生した場合は借主にて対応するものとし、問題が解決できないときは契約解除になることを借主は了承することとする。
10. 玄関及び共有部やポストへの看板等を設置するには貸主の了承を要するものとする。
11. 駐輪場は駐車場入口に有り、学習塾の生徒なども利用しています。来客があった際にトラブルが生じた場合は全て借主の責任に於いて対応するものとする。
12. 室内の設備に不具合が発生した場合は、貸主へ報告のこと。 [REDACTED]
13. 反社会的勢力に関する排除条項は甲・乙双方とする。
14. 解約月の日割精算はしないものとする。
15. 機械式駐車場には高さ制限があります。制限等に関しては現地確認や貸主などに確認をお願いします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。
2020年 2月 28日

甲・貸主		
乙・借主	氏名	橋本 健人
	住所	埼玉県春日部市谷原一丁目8番地1-101

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	商号又は名称
	代表者の氏名	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事(15)第2886号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	氏 名
	登 録 番 号	登 録 番 号
	業務に従事する 事務所名	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	事務所所在地 TEL

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、当月の日数にて日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、当月の日数にて日割計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 前項の規定により敷金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに敷金の不足額を補填しなければならない。

4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

5 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から差し引き、なお残額がある

場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 前項の規定により保証金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに保証金の不足額を補填しなければならない。
- 4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 5 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、甲の定める承諾料その他の承諾の条件に従うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換又は複製を、甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損等修繕を要する箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れたことにより甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うものとする。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙

に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が終了した日の翌日から明渡し完了の日まで賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備・その他物品等を全て撤去するものとする。
- 3 乙は、甲に対する造作買取請求権及び有益費償還請求権を放棄するものとする。

(立入り)

- 第17条** 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第18条** 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第19条** 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 名称変更、営業目的の重大な変更、合併・会社分割等があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(遅延損害金)

- 第20条** 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第21条** 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる一切の乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
 - 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
 - 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき

- 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力若しくは實力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人又は家賃債務保証業者に保証委託するものとする
- 五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない
- 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する
- ア 乙の財産及び収支の状況
- イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めにやらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9403

(1/6)

日付	令和 8 年 2 月 24 日	支出額	96,800 円
項目	事務所費	充当額	87,120 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所 家賃・駐車場代 3 月		
備考	口座名義 松井 弘 うち 家賃 82,500 円 駐車場代 14,300 円		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38802	08-02-24	11:17	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥104,500	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		C認証 (硬 貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	ミツビシユー・エフ・シー・イー		
	キョウチヨウ		
	普通 0798970		
	カク・ラント様		
ご依頼人	登録番号 0005		
	マツイヒロシ セイムカット・ウツ・ムシヨ様		
	電話番号		
	取扱番号 300043		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

政務活動費 領収書等貼付用紙

9403

(3/6)

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商事（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年(令和元年)7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号)26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/(3)階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月
附 属 施 設	面 積	29.65㎡(8.97坪)		
	無			

賃料等

賃 料	月額 82,500円 (内10%消費税 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内10%消費税 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円
更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手 数 料	新賃料の0.5ヶ月分		

第1条

原契約第2条及び原契約頭書（3）の契約期間「2022年(令和4年)7月20日から2025年(令和7年)7月19日まで」とあるのを「2025年(令和7年)7月20日から2028年(令和10年)7月19日」までに変更する。

第2条

本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

政務活動費 領収書等貼付用紙

9403

(4/6)

2025年(令和7年) 6 月 16 日

甲・貸主	氏名 株式会社平 代表取締役	TEL 03 (6204) 2907
	住所 東京都江東区豊洲4-8-13	
乙・借主	氏名 松井 弘	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名 原契約書通りとする	TEL ()
	住所	
家賃債務保証業者	※後欄保証を利用する場合に記入して下さい。	

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	商号又は名称	株式会社Grant	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	㊦
	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(2)第103854号	免許証番号	() 第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	㊦
	登 録 番 号		登 録 番 号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社Grant	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	事務所所在地 TEL	

政務活動費 領収書等貼付用紙

9403

(5/6)

駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	
---------	----------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円(別途消費税相当額 1,300円)
敷金	金13,000円
支払期限: 毎月末日までに翌月分を支払う	
支払方法	1. 口座振替 金融機関: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] TEL: [REDACTED]
	2. 振込み
	3. 持参 持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社平野商事
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。	
所有者	氏名
	住所

政務活動費 領収書等貼付用紙

9403

(6/6)

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	担保額	円

頭書(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭書(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL 090-4590-2797
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松中 弓人	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役 望月 龍
	事務所所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号
	免許証番号	東京都知事 (1) 第103854号
宅 地 建 物 取 引 士	氏名 [REDACTED]	登録番号 [REDACTED]
	業務に従事する事務所名	株式会社Grant
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9440

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 25 日	支出額	175,100 円
項目	事務所費	充当額	128,080 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃代（令和 8 年 3 月分）・駐車場代（令和 8 年 3 月分）		
備考	事務所家賃（令和 8 年 3 月分） $155,100 \text{ 円} \times 0.8 = 124,080 \text{ 円}$ 駐車場（令和 8 年 3 月分） $5,000 \text{ 円} \times 0.8 = 4,000 \text{ 円}$ 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため $128,080 = 160,100 \times 8/10$		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9440

(2/2)

飯能信用金庫 東飯能支店 名義人 内沼博史				
日	8- 2-25	送金	155,100	メイクアップター(カ
日	8- 2-25	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カンリク"チ

家賃内訳(メイクベター株式会社)	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代(平沼株式会社)
駐車場代5,000 × 4台=20,000 内1台分=5,000

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所 在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構 造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から
2027年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座
普通口座
名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡しに際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡しした後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和 6 年 5 月 31 日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター㈱

氏名 代表取締役 谷脇 通

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名 内 沼 博 史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃貸借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番 号	N0	駐車料金	月額20,000円
所 在 地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和7年7月1日から令和9年6月30日迄の2年間とする。				
振 込 先			口 座		
			名 義		
カー、名称	ホンダ ステップワゴン 黒	色		登録番号	

- 第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第 2 条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第 3 条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第 4 条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第 5 条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第 6 条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第 7 条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第 8 条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならない。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第 9 条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第 10 条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前以上に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第 11 条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新税率あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

- 第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和7年 5 月 30 日

貸主(甲) 住 所
氏 名
所在地 埼玉県飯能市仲町2-3
(甲)代理人 商号 全平沼株式会社
電話 042(972)780

借主(乙) 住 所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2
氏 名 内沼 博史
電話番号
ご自宅 042 (972) 6432
お勤め先
(社 名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - 振込料は乙の負担。
 - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。